

令和 7 年度大分県企業誘致セミナー開催委託業務
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1. 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 7 年度大分県企業誘致セミナー開催委託業務
- (2) 履行期限 契約締結日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 限 度 額 1 7,0 1 9,2 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

2. 参加資格

企画提案協議への参加は、以下の全ての要件に該当するものとする。提案に当たっては、本募集要領、仕様書等を熟読し遵守すること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県が委託する業務を的確に遂行する能力を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- (3) 受託する業務に関するノウハウを有し、必要な経験を有する専任の担当者を配置することが可能な者であること。また、企業立地推進課との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- (4) 令和 2 年以降に、提案しようとしている内容について、地方公共団体が発注した企業誘致関連セミナー開催業務の実績（2 件以上）を有している者であること。
- (5) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関

係を有している者

⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている企業等でないこと。

(10) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(11) 大分県入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。

(12) 業務を適切に運営できる組織体制を備えていること。

(13) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

3. 企画提案について

(1) 提案審査への応募手続及び提出書類等

① 参加申込書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者については、本委託業務に関連する資格審査認定通知書の写し（有効期間内のものに限る）

エ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、下記書類一式

- ・ 財務諸表（直近の貸借対照表・損益計算書）
- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（提出日から3か月以内のものに限る）
- ・ 都道府県税を滞納していないことが確認できる書類
- ・ 消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

エ 会社概要が把握可能な書類（ホームページの写し、パンフレットなど）

オ 2. 参加資格（4）の実績を証する資料（契約書の写し等）

② 提出期限・提出先・提出方法等

ア 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時（必着）

イ 提出先

下記3（3）提出先に提出すること。

ウ 提出方法

Eメールにて提出すること。提出した際は、到着の有無を電話にて確認すること。

(2) 企画提案書及び提出書類等

① 企画提案書類

ア 企画提案書（様式3）

イ 企画内容プレゼン資料（様式任意、A4 サイズ、10 ページ以内）

※上記ア・イについて、第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続きを適切に行うこと

ウ 事業費積算書（様式任意）

② 提出期限・提出先・提出方法等

ア 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時（必着）

イ 提出先

下記3（3）提出先に提出すること。

ウ 提出方法

正本1部、副本（正本の写し）5部を郵送又は持参により提出すること。

※FAX、Eメールでの提出は不可。

(3) 提出先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 企業立地推進課 企業誘致班

Eメール a14260@pref.oita.lg.jp

電 話 097-506-3246

(4) その他

① 企画提案競技参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式4）」をEメールにて提出すること。

② 企画提案書の作成に当たっては、仕様書・審査基準等を十分に理解すること。

4. 審査

(1) 審査方法

① 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

② 提出された書類を使用し、応募者によるプレゼンテーション審査を実施する。

審査は別紙1「審査基準」に基づき審査する。1社につき、持ち時間15分とする。

③ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。

④ 審査員3人総計300点中、151点を最低ラインの目安とし、これを下回る場合は審査

員間で協議する。

- (2) 審査基準 別紙1「審査基準」のとおり。
- (3) 審査結果 審査結果は企画提案者にメール等で通知する。

5. 質疑応答

- (1) 質問方法 質問票(様式5)に質問を簡潔に記載のうえ、「8. 問合せ先」にEメールで提出
なお、到着の有無を電話にて確認すること
- (2) 受付期限 令和7年4月23日(水)午後5時まで
- (3) 回答方法 令和7年5月2日(金)午後5時までに県庁ホームページに掲載する

6. 企画提案競技に係るスケジュール

令和7年4月23日(水)午後5時	質問受付期限
5月9日(金)午後5時	参加申込書提出期限
5月16日(金)午後5時	企画提案書等の提出期限
5月22日(木)	審査会(予定)
5月26日(月)	審査結果通知(予定)

7. 留意事項

- (1) 委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 企画書等の作成、提出等に要する経費は参加者負担とする。提出された書類等は返却しない。
なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。また、採択された企画提案書の著作権は県に帰属することとする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (6) 事業を実施する際、全部または設計・制作の主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

8. 問合せ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 企業立地推進課 企業誘致班

Eメール a14260@pref.oita.lg.jp

電 話 097-506-3246